

# 会報 ながの

第190号  
平成25年秋



長野県土地家屋調査士会



## 土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命  
不動産に係る権利の明確化を期し、  
国民の信頼に応える。
2. 公 正  
品位を保持し、公正な立場で  
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽  
専門分野の知識と技術の向上を図る。

### 表紙写真の説明 『秋深まる』

山本幸雄先生の写真集「ふるさとの四季」より一枚お借りしました（撮影された場所は先生の故郷の長野市中条御山里）。

なお本号にて先生の御経歴を紹介しています。

（会報編集委員長 大内一之）

# 平成25年度 第一回会員全体研修会を振り返って

業務研修部理事 田中芳徳

去る10月3日の研修会については、業務研修部理事になって初めての会員研修会ということで、部会でも幾度となく会議を開き「何とか無事できたのかな??？」と思います。

まず午前の部ですが、本会初の女性講師、鈴木優子先生による「信頼関係を築くコミュニケーション術」と題して、初対面の人との接し方や信頼関係を築く聞き方、話し方などをペアを組んで実践しました。

信頼関係を築くのに一番大切なことは、お客様に安心感、笑顔をもっていただくことなので、目じりを下げ、口角を上げるため表情筋を鍛える発声があり、それが「①ラッキー②ハッピー③ウィスキー」には感心しました。

一日の研修会の中で、このような多方面からの研修を受け、土地家屋調査士としてスキルアップになれば幸いだと痛感しました。

午後の部は、業務研修部手作り研修会であり、

不備な点多々あったとは思いますが、主催者側としては「まずまずの出来」であったように感じます。

日頃は触れたくない懲戒処分事例なので、会員の皆さんはどう感じたのでしょうか。

「私は、懲戒処分を受けるはずがない」と自負なさっている方も、ちょっとした不注意によって懲戒処分を受けてしまったことがよく判ったのではないのでしょうか。

私自身、国民に信頼され必要とされる土地家屋調査士になるため、何年たっても常に初心を忘れず慣れからくる不注意によって懲戒処分を受けないように日々努力しているつもりですが、後になって反省することもしばしばです。

これからも全会員、国民のためになくならない資格者である土地家屋調査士となるよう頑張りましょう。





## 「2013地籍シンポジウムin中部」に参加して

業務研修部長 金田 政孝

去る7月31日、日調連と中部ブロック協議会が主催する「2013地籍シンポジウムin中部」に参加してきました。

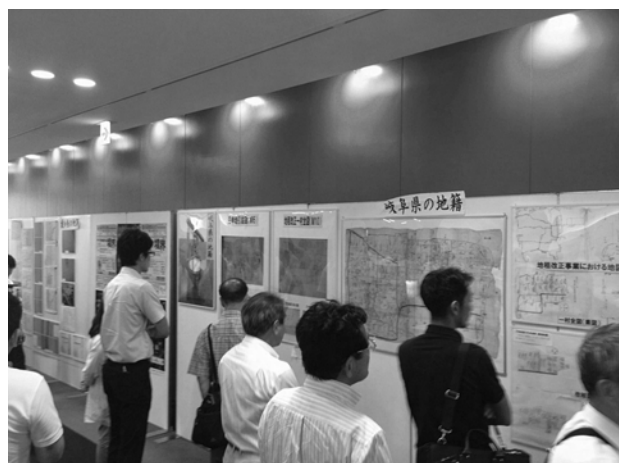
前半は、「地域で異なる公図の成り立ち」と題して、今までの研究成果の発表という形で、中部地籍研究会のメンバーである地元の土地家屋調査士による東海地区と北陸地区のそれぞれの地域における公図の成り立ちとその違いに関する説明を聴きました。



後半は、「すべての始まりは境界」をメインテーマとして、不動産取引と公用地取得の現場における境界問題の実例を示しながらのパネルディスカッションでした。そのパネルディスカッションの中で紹介されたある事例は、公図の線形と違う利用状況があり、相隣接する当事者は、その利用状況そのものが境界であることを確認し合って境界確定測量の業務を終えたものの、数年後、片方の当事者からその土地の所有権移転登記を受けた第三取得者から、「両地の現状の

境界は公図と相違している」として筆界特定の申請がなされた、というものでした。当初の境界確定測量業務は、隣接地所有者同士が現況の利用状況そのものが境界であることを確認し合っ、トラブルも無く業務を完了しているにも拘らず、後日、筆界特定が申請されるかもしれないと考えると心穏やかでられません。

「公図」の作成の過程は地域ごとに異なっている、というシンポジウム前半の研究発表を聴いて、明治年間に作成された公図を相手に筆界を探し出すためには、「公図」の成り立ちを理解することから始める必要があることをあらためて認識しました。明治という古き時代に作られた公図の筆界線の捉え方によっては、新しい制度である筆界特定により覆される可能性がある、ということは、「温故知新」の言葉が当てはまるような気がします。やはり、「境界」と「筆界」の峻別は明確にしておく必要があることを再認識したシンポジウムでした。



## 静岡会研修会・意見交換会への参加報告

総務部理事 寺島 範 昭

平成25年8月26日（月曜日）、松本誠吾副会長・総務部長と共に、静岡市主催による「大規模災害時の被災家屋調査手法に係る研修会」に参加し、研修会後は静岡会役員および研修会参加の他会役員との意見交換会に出席してまいりました。

意見交換した静岡会役員ならびに他会参加役員は、別紙のとおりです。

### 静岡会：米澤實会長の挨拶

災害対策を実のあるものにするために、ということで以下の2点についてお話しがありました。

- ① まず自分の事務所が被災しないように心がけてほしい。

被災した場合にはどうするか

災害対策マニュアルを作成してあるので、各支部はこれを持ち帰り、内容を検討し、会員に周知してほしい。

隣県の山梨会・愛知会と互助協定を結んだ。本年度中に他の隣県会とも互助協定を結びたい。（意見交換の際にも、本年度中に長野会と互助協定を締結したいとのことでした。）

災害が発生した場合は、各支部・ブロック間でも相互扶助に努めてほしい。

- ② 減災への手助けに努めてほしい。

調査士は業歴も長く地域を熟知している者が多いことから、地域の事情に詳しいと思う。

危険な場所はどこか、避難路としての適否、

などを提言してほしい。

### 研修会に関して

- 静岡会では全県下の市町と災害時における家屋被害認定調査に関する災害協定を結んでおり、毎年県・市と今回のような研修をおこなっているとのことでした。
- 災害協定の内容は、災害時に行政職員と班体制にて被災家屋の現地調査をおこない、家屋の全壊・半壊などの判定をし、調査票を作成するというものです。この判定結果により罹災証明が発行されることとなります。罹災証明書は、災害救助法による応急仮設住宅への入居審査や応急修理の認定、被災者生活再建支援法による支援金の支給審査、災害保険の認定審査などに必要なものであることから、大変重要で迅速性も求められるようです。
- 研修内容は、被災家屋の調査手法についての実務研修が中心です。行政側担当者が講師となり、調査方法や認定方法や調査票の記入方法の説明がありました。これら調査方法や認定方法は、内閣府が定めた「災害の被害認定基準」や「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針」などに基づいて、市町村が定めた運用指針によるものだそうで、詳細に定められているものです。また、DVD [人と防災未来センター監修] による建物被害認定トレーニングなど、非常に実務的・具体的なものでした。

説明者：静岡市役所財政局税務部税制課・固定資産税課の職員

(追加説明)

○ 被害認定に関して、調査班によって判定が異なってはまずいので、調査員になる方の意思統一・判断基準の共有が不可欠となることで、調査員として協力していただける土地家屋調査士の方はその心構えで研修を受けていただきたいとのことでした。

○ 調査開始時期に関して、静岡市では当初は災害発生後2～3日後には参集し調査を開始してほしいような話ですが、調査士会に支援要請を出すのは早くても災害発生後1ヶ月以上経過してからになりそうだとのことでした。

これに対し静岡会から疑問の声あり。この調査結果による罹災証明が、その後の各種支援の審査・実施に必要となるもので、改正後の災害対策基本法によると申請後一ヶ月以内に罹災証明を発行しなければならないという要請もあり、迅速性が求められている。できるだけ速やかに調査に入るべきではないか。

これに対し静岡市の事情として、担当職員(静岡市では税制課)が、まず避難所の応援に行かなければならないことになったそうです。仙台市役所に東日本大震災時の状況を確認したところ最低1ヶ月以上経たないと避難所は落ち着かないとのこと、市職員が家屋調査に携われる状態になるのは、それ以降になるだろうとの見込みです。

#### 研修会の感想

○ 現地調査に関して、一次調査は外観からの目視によるもので、ある程度大雑把でも良さそうだが、被災者から再調査の依頼があった場合の二次調査以降は内部にも立ち入り、細かく定められた基準による判定をしたり、平面図も作成する調査票を作成したりと、とて

も大変な作業と感じた。

一班での調査ノルマは一日4現場と想定しているとのこと、これだけの調査票をまとめるためには相当の熟練度が求められると感じた。

○ 1回研修を受けただけではとても身につくそうもないし、紙ベースの資料を見て説明を聞いただけでは理解が難しい。机上の研修でなくフィールドワーク的な研修が不可欠と感じた。

実際の被災建物を見て研修することは無理としても、DVDなど活用するなどして模擬体験しないと迅速正確な判定は難しいと感じた。

他会の過去事例・他行政の取り組みを参考にしたり、「人と防災未来センター」などへの視察・研修参加も要検討と思う。

#### 長野会でも行政と同様の協定を締結すると想定した場合

○ 被災した会員は自分のことで手一杯だろうから、応援に出て行くのは周辺近傍の会員によることになる。地元の市町村に応援に行くとは限らない。誰がどの市町村に行くことになっても対応可能なように、一人でも多くの会員が同じ研修を受ける体制を確立できるかどうか？

○ 少なくとも毎年一回は同様の研修をし、継続していかなければ効果はないと思う。行政からの期待に応えられるような『非常時・緊急時に使える調査員を養成』するため、継続した研修会を開催することが可能か？ 独自開催が難しい場合は、これに代わる方法が他にあるかどうか？

○ 派遣できる調査員の登録制度も考えた方が

よいのではないか。

- 市町村のどの部署が担当になるかによって、職員の体制の整い方によって、応援の時期・内容が決まってくる。どの部署とどのような協定を締結できるか？
- どの課が担当になるか～罹災証明を発行するところ→静岡市同様、税務関係の課か？

#### 意見交換した感想

- 静岡会では、行政とこのような災害協定を結んだ経緯としては

平成19年（3月25日）におこった能登半島地震による災害の際の石川会の取り組み（滅失登記無料代理申請などの被災者支援ボランティア）や、大規模地震・災害を受けた他会を見聞し、被害対策に関する調査をおこない、報告・提言をまとめ、法務局など調査士会関係機関だけでなく、県下各市町の担当部署・県の関係機関に発信したそうです。

同時期に静岡市の防災関係担当部署に対して、罹災証明発行に際しての土地家屋調査士参加のための制度検討の依頼をおこない、協議・検討の結果、平成20年7月2日に静岡市との協定締結に至ったとのことでした。

静岡県の中でも核となる静岡市との協定締結が他市町村にも波及し、県下全市町との協定締結となったとのことでした。

静岡会では、静岡県の中でも核となる静岡市を最初のターゲットとし契約締結できたことが、全県下市町との協定締結に至った大きなポイントだったそうです。

過去の行政との関係を振り返ると長野県も同様、核となる大きな市と事が進むと周辺市

町村もそれに倣うのが常のように感じます。

- 静岡会からいただいた資料の中に、「緊急連絡網携帯版」がありました。

畳んで身分証のケースに入れられる大きさで、常に携帯できます。

連絡網の他、伝言ダイヤルの使い方、静岡県「命のパスポート」からの抜粋～災害後の時間経過と行動指針、などが記載されています。

連絡先は、自宅電話・事務所電話・携帯電話・パソコンアドレス・携帯アドレスが記載されていて、様々な連絡対応ができるようになっています。

とても参考になりました。長野会でもぜひ真似たいと思います。

- 静岡会では災害対策費の積み立てが数千万円ほどになったとのこと。調査員の派遣費用はこの中から捻出するつもりとのこと。他に被災会員への補償も当然必要になる。

災害規模が予測できない以上、積み立てはいくらあっても足りることはない。

- 行政との信頼関係が確立されなければ、協定の締結は難しい。同感。

- 行政と締結する災害時協定は、社会貢献の他、制度広報の意味も大きい。

手をつけると大変な事業になるが、早急に取りかかるべきと思う。

- そもそも長野会としては何ができるか、何をすべきか。

それによって、協定の締結先・締結内容が決まる。→どのように提案・協議していくか。

今後の大きな・吃緊の検討課題。

以上



## 関東ブロック第59回定例総会の報告

総務部担当副会長兼総務部長 松本 誠 吾

去る7月7日（日）、8日（月）に日本土地家屋調査士会連合会（以下日調連）関東ブロック（以下関ブロ）協議会 第59回定例総会が、当番会新潟会により新潟市「朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター」で開催されました。

長野からは10名（構成員9名）芦澤会長、宮下名誉会長、小山副会長、草間副会長、日調連中塚常任理事、金田業務研修部長、猪飼広報部長、竹花総務部次長、田口業務研修部次長、私松本の10名が出席しました。

関ブロ協議会海野敦郎会長（神奈川会）の挨拶のあと、議長に新潟会横山副会長が選出され、以下の議事が承認されました。



議事 1，平成24年度収入、支出決算報告について

議事 2，平成25年度事業計画についての詳細

- 1，会長会議、正副会長会議の実施
- 2，関ブロ内日調連役員、政治連盟会長との打合会の実施

- 3，各担当者会同の実施
- 4，ADR及び筆界特定に関する研究及び研修の実施
- 5，新人研修会の実施
- 6，土地家屋調査士特別研修の支援
- 7，関ブロゴルフ大会の実施  
今年は10月27日（日）、28日（月）開催場所「茨城ゴルフ倶楽部」
- 8，他、本協議会の目的達成に必要な事項

議事 3，平成25年度収入、支出予算（案）について

議事 4，次期（平成26年）開催地についての詳細

当番会は埼玉会となりましたので埼玉県で行われます。

議事 5，任期満了に伴う役員改選についての詳細

平成25,26年度関ブロ会長は千葉会笠原孝会長が選出されました。

なお長野会宮下照也現名誉会長は副会長（広報担当）職が満了となりました。本会の会務のほか、先の1～8項目をこなして来られたこと、たいへんお疲れ様でした。

以上が総会の報告となりますが、そもそも関東ブロック協議会とは何、どのような活動をしているのか、という素朴な疑問が皆様にあるかと思えます。前記議事1～8項目が現在の主な



事業ですが、当協議会には日本土地家屋調査士会連合会 関東ブロック協議会規約、及び規約運用細則があります。お手持ちの諸規定集に載っていませんので簡単に紹介します。

規約は第1章総則（第1条～第4条）、第2章役員（第5条～第8条）、第3章会長会議等（第9条～第13条）、第4章総会（第14条～第23条）、第5章担当者会同（第24条～第26条）、第6章会計（第27条～第31条）、第7章補足（第32条～第37条）からなります。

うち（目的）第2条を抜粋

「本協議会は、管内調査士会相互の連絡協議と会員の業務の改善進歩を図り、もって日本土地家屋調査士会連合会及び管内調査士会の発展に寄与することを目的とする。」

規約運用細則は第1章目的（第1条）、第2章連合会役員推薦等（第2条～第5条）、第3章慶弔（第6条～第8条）、第4章旅費日当

（第9条）、第5章補足（第11条～第12条）、附則（施行期日）からなります。

うち（目的）第1条を抜粋

「この細則は、日本土地家屋調査士会連合会の役員推薦及び選考に関し必要な事項を定めるとともに日本土地家屋調査士会連合会関東ブロック協議会が定める規約を円滑に運用するため、必要な事項を定める」

このように組織され、本会一般会計支出の部、負担金において関ブロ会費として年間6万円＋（会員数×800円）を負担しています。

当協議会は隣接会との情報交換の場でもあります。日本中の土地家屋調査士が毎日この制度の下、同じ気持ちで働き、家族を養い生活をしていると感じています。「会員の業務の改善を図り」とあることから当関東ブロック協議会の活用にも目を向けて頂き、ご意見アイデア等お聞かせ頂ければと思っております。宜しくお願ひ致します。

**政治連盟に加入しましょう**  
**政治連盟は調査士制度発展のために**  
**力を尽くします**

## **長野県土地家屋調査士政治連盟**

会長 上原兼雄

〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2

電話 026-232-4566

F A X 026-232-4601

# 平成25年度 土地家屋調査士新人研修会の報告

## 新人研修の報告

業務研修部 次長 田口正幸

去る9月28日から9月30日において、日本土地家屋調査士会連合会関東ブロック協議会の主催する第34期「土地家屋調査士新人研修会」に、担当研修委員として参加してまいりました。

新人の参加者は、関東ブロック全体で152名と大規模なものとなりました。我が長野会は、小山智生会員、清水敏男会員、西澤剛彦会員、藤森崇之会員（登録順）の4名が対象者となりました。人数的には少なめでしたが全員が30代であり、少数精鋭の有望な若手の参加となりました。

研修内容は、1日目に「会員心得、土地家屋調査士の職責と倫理」「筆界確認の実務」「調査・測量実施要項」の3項目を5時間30分、2日目に「不動産登記法・主要先例・オンライン申請・調査報告書」「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR」「土地・建物の所有及び利用上の規制関連法」「報酬の運用」の4項目を6時間45分、3日目は「土地家屋調査士業務と法的責任」「パネルディスカッション」の2項目を4時間20分とみっちりの研修でした。この長丁場を、スーツを着込み、遅刻もなく一生懸命に講義に臨んでいる4名を見てとても頼もしく思いました。

研修終了後、2日ともお酒を飲みながら懇親を深めましたが、その中で4名のうち3名がいわゆる2世（私もそうですが…）ということが

わかりました。自分の親が土地家屋調査士をしているのを見て、この資格を志す方が多いということは、土地家屋調査士はまだ魅力のある仕事だと改めて感じた反面、研修会の中でも講師の先生がおっしゃっていましたが、受験者数が5000人を割り込んでしまっている現状に危機感を感じたのも確かです。ぜひとも「土地家屋調査士って面白そうだな」と思って入会してくる会員も多くなることを願ってやみません。

また、今後このような研修会や懇親会等を通じて会員の中で色々なことを相談できる「友人」を作り、日頃の業務がより良いものになるよう切磋琢磨していただきたいと思います。

最後に、2泊3日と長丁場の研修会でしたが、新人のみならず開業11年目を迎えた私も大変有意義な研修会でした。

新入会員諸君の今後のご活躍を期待しています。



## 平成25年度土地家屋調査士新人研修に参加して

飯山支部 西澤 剛彦

9月28日から9月30日の三日間、東京の日本教育会館において関東ブロックの新人研修会が行われ参加させていただきました。この三日間の研修の講義がとても深い内容であったため、気の引き締まる又重要な研修であった事を実感しております。

研修内容としましては会員心得、土地家屋調査士の職責と倫理からはじまり、筆界確認の実務、調査・測量実施要領、また、オンライン申請や報酬の運用、ADR、法的責任など、土地家屋調査士の社会的立場や責任を改めて感じさせる実務と非常に密接した講義でした。その他には今自分自身の悩んでいる点や、弱点、実務における危険要素等、講師の方々からピンポイントという形でご指摘していただける講義だったのではないかと感じております。特に最終日のパネルディスカッションの講義では、新人研修会担当役員の方々において新人土地家屋調査士についてのステージ発表を見させていただきましたが、まさに今の自分をそのまま見ている

ようだったことに驚きを感じます。この研修会で聞かせていただいたノウハウや経験談を少しでも実務で役立てる様、また、いち早く土地家屋調査士として成長できる様、己自身を磨き上げ日々精進しなければならないと感じるばかりです。

初日、二日目の研修終了後は、慰労会、懇親会にも参加させていただきました。新人研修会の全体の新人土地家屋調査士は152人の参加人数、長野会の新人土地家屋調査士は私を含め、関東ブロックの中でも最も少ない4人でした。少ない分親睦が深められ、何より同期の新人として心強く感じ、この時間が新人研修会に参加した者にのみに得られる貴重な時間だったのではないかと感じております。

最後になりますが、有意義な新人研修会に参加させていただいたことについて大切な経験を得ることができました。講師の方々、新人研修会担当役員の方々、お忙しい中このような研修会を開催していただき、深く感謝いたします。

## 第34期土地家屋調査士新人研修会参加報告

佐久支部 小山 智生

去る平成25年9月28日から30日にかけて、日本教育会館第一会議室において、関東ブロック協議会の新人研修会に参加させて頂きました。

一日目は正午を過ぎてから研修を受けましたが、「会員心得、土地家屋調査士の職責と倫理」、「筆界確認の実務」「調査・測量実施要領」の3

コマと、充実した内容でありました。

懲戒の事例や、筆界確認をいかに成すか、また、測量においての心構えや進め方等々、非常に参考になるお話をお聞きすることができました。

二日目は「不動産登記法・主要先例・オンラ

イン申請・不動産調査報告書」「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR」「土地・建物の所有及び利用上の規制関連法」「報酬の運用」と、これまた充実したカリキュラムでした。

調査士としてひよっこであります、(この日以外もそうですが)試験で勉強をせぬ諸々の知識を教えていただけるのは、非常にありがたいものであります。規制関連法あたりは大分ぼんやりとしか捉えられていなかったところ、講義を拝聴して蒙が啓けた思いでいます。

また、この日の懇親会は楽しく、良い思い出になりました。

三日目は「土地家屋調査士と法的責任」、そしてパネルディスカッション「土地家屋調査士

の適正業務と報酬について考える」の2コマの研修でした。日々の業務の危険について考えさせられ、また諸先生方の熱演、熱弁に身を正す、密度の濃い時間であったと思います。

自らのことを語りますに、わたわたと駆け抜けた三日間であります。しかし身になるものを沢山頂けた研修であり、振り返って見れば背筋が伸びる想いを抱きます。

プライドを持ち、それに相応な知識と実力を維持し、調査士として社会に益を還元していきたいと、改めて感じました。

それでは、諸先生方、及び、一緒に研修に参加したメンバーの皆さんに感謝しつつ、このたびの報告は終わらせて頂きます。

## 平成25年度土地家屋調査士新人研修に参加して

松本支部 清水 敏 男

9月28日から30日までの3日間、関東ブロック協議会開催の第34期土地家屋調査士新人研修に参加して参りました。

講師は現役の調査士や弁護士の先生方で、実務経験の浅い私にとっては実務に精通している先生方の貴重な経験談をお聞きすることができ、とても有意義な研修会でありました。

長野会の今年の参加人数は4人と、関東ブロックの中では最も少ない人数でしたが懇親会の席では人数が少ないこともあり、一人一人の同期の先生方とゆっくり懇親を深めることができたのと同時に、本会会長でもある芦澤先生とも多くのお話をさせて頂くことができ、新人の私にとってとても光栄な時間を過ごすことができ、

有難く思っています。

今回の研修会では講義はもちろんですが、時々講師の先生方が個人的な意見や失敗談を語る中に、自分にとって勉強になる事が多々あり、テキストだけではない講義の進行に睡魔に襲われることもほとんど無かったように思います。

これから土地家屋調査士としての業務を行っていく中で、この新人研修会で得たものを活かし、成長していければと思っています。

最後になりますが、今回の研修では業務研修部の田口理事にいろいろなサポートをして頂き大変助かりました、この場をお借りして感謝申し上げます。

ありがとうございました。



## 平成25年度新人研修会に参加して

諏訪支部 藤森 崇之

9月28日から30日までの3日間東京都千代田区の日本教育会館で行われた平成25年度土地家屋調査士新人研修会に参加させていただきました。

登録して間もない私にとっては研修会自体が初めてであり、期待と不安が入り混じった気持ちでの会場入りとなりました。参加者は関東ブロック全体で152名、会場のワンフロアを使用した大きなものでした。

講義は資格者としての心構えや、筆界や公図の成り立ち、筆界特定、ADR制度、報酬の運用など多岐にわたるものであり、それぞれが大変勉強になるものであると同時に現在の自分にとって足りない点を気づかせてくれる貴重なものでした。

さらに、最終日の午後に行われた研修担当役員の先生方による寸劇や、それをもとにしての

パネルディスカッションでは実務経験豊富な先生方に過去の経験談等を聞かせていただくことができました。先生方の情熱や温かさが伝わってくるものでありとても有意義な時間を過ごさせてもらうことができました。

また、初日の夜には長野会での懇親会、2日目の夜には関東ブロック全体での懇親会を開いていただき、同期の方々との交流を深めることができました。今年度は長野会からの参加は私を含め4名ということで関東ブロックで一番少人数でしたが、かえって深い交流ができたのではないかと思います。

芦澤会長、研修担当役員の田口先生、大変お世話になりありがとうございました。締め切り後の申し込みにもかかわらず参加の手続きをしてくださった事務局の皆様にも感謝しています。ありがとうございました。

### 詰将棋

### 第16回

#### 詰将棋の問題図



※解答は40ページにて掲載  
(長野支部 北原 匡尚)

【第1図は初期局面】

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
▲							馬		皇	一
▲									王	二
▲							馬			三
▲									爵	四
▲										五
▲										六
▲										七
▲										八
▲										九

▲ 先手 金桂二

【ヒント】 銀を移動させる。

## 「はかりの館」見学報告①

会報編集委員 武田 尚之

本年9月7日、会報編集委員の一員として、長野市中条にある測量機器資料館「はかりの館」を見学させていただく機会をいただきました。同館は、平成7年に長野支部会員の山本幸雄先生ご自身が名誉会長を務められる株式会社共栄測量設計社中条営業所内に開館された測量に関する資料館です。長野市から白馬・大町方面へ出向く際に通りかかる事は多々あったのですが、館内を見学したのは今回が初めてでした。



当日はあいにくの曇り空でしたが、芦澤会長を始めとする諸先輩方と同館駐車場に集合、山本先生の「そろそろ中へ入ったらどうだい…」の一声から見学がスタートしました。休館日の訪問にもかかわらずご快諾いただき、また、飲み物やアイスクリーム等の差し入れまでご用意下さった山本先生のお心遣いを大変嬉しく感じました。

さて、1階の展示室には、幕末時代より使用されていたという小方儀や間縄といった道具から、江戸末期の測量解説書「清水流測量術秘伝



書」等の資料が展示されています。前半はそれら展示書物や図面について山本先生よりご説明をいただきました。

残念ながら、自分は江戸時代の文書を解読する能力は持ち合わせていないので、当時の測量術の詳細について理解する事は出来ませんでした（解読できたとしても理解できるかは別問題ですが…）、先生が大変な苦労の上入手されたという江戸時代の測量風景を描写した絵や、普段は中々にお目にかかれないであろう古い地図等、貴重な資料を多数拝見させていただきました。



続いて2階に上がると、そこには比較的近代の測量機器や計算機、プロッター等が年代を追って所狭しと並んでいます。近代とはいえ初めて目にするものがほとんどであり、写真では見た事のある平板やアリダートも現物を見るのは初めてでした。現代のトータルステーションしか使った事の無い自分にとってはセオドライトやプラニメーター等展示品の一つ一つにちなんだ先輩調査士の思い出話しや苦労話しも大変興味深いものであり、将来自分が「あの頃のトータルステーションはねぇ…」なんて話をする時代も来るのかなと思ったりもしました。

一通り見学を終えた時点で予定されていた半日が過ぎようとしていた為、最後に先生のご趣味である写真の部屋を拝見させていただきました。一般公開はされておりませんが、そこはまたカメラの博物館の様であり、数々の機材や先生の撮影された写真が多数保管されており、先生の趣味の広さがうかがえます。本号の表紙はその中から一枚を使わせていただく事となりました。余談ですが、写真部屋までの通路にあった物干し竿の支えが、使われなくなった測量用



の木脚だったのは流石でした。

本稿では個々の展示品について詳しく説明をすることはできませんでしたが、次号より少しずつ紹介していく事も検討しています。しかしながら、測量機器の変化を一括に見る事ができる場所も中々ないと思います。機会があれば一度、山本先生にお声をかけて頂き「はかりの館」に足を運んでみてはいかがでしょうか。

以上、拙い文章ではありますが、ご報告と致します。

## 山本幸雄先生のご経歴

会報編集委員長 大内 一之

去る9月7日、本会役員及び広報部の皆様と測量機器資料館「はかりの館」へ取材に行ってきた。測量機器資料等の解説は武田編集委員の記事を参照して頂くとして、私は「はかりの館」の館長である山本幸雄先生のご経歴をご

紹介したいと思います。

山本幸雄先生は大正15年12月1日に上水内郡中条村御山里（現在の長野市中条御山里）の伊折地区の山本家のご長男としてお生まれになりました。伊折地区は棚田が広がり中条村でも風

光明媚な土地柄です。

測量との出会いは昭和19年長野県経済部耕地課勤務となり、その職員の技術向上のため東京農業大学農業土木科に委託生として測量を学んだのがきっかけだそうです。終戦後は故郷の中条村にてしばらく農業に従事され、その後(株)協同測量社の社長より就職の勧誘があり昭和25年に入社されます。因みに昭和24年に測量法、また昭和26年に国土調査法が制定されております。また昭和23年にGHQ(連合軍総司令部)の命令により日本全国の地形図(1/50,000)の修正作業で、北海道から九州までの全国各地を行脚します。その時の印象に残っている事で北海道の奥尻島(当時島には米軍のレーダー基地があり)での測量の際、自転車に航空写真などの資料を積み込み、基地近くで作業していたところ立入り禁止(オフ・リミット)の立て札に気付かず基地に無断で立入ってしまい、突然アメリカ兵にカービン銃を突き付けられ基地に連行されたそうです。身振り手振りで測量の真似をして見せたり、また米軍撮影の航空写真を持っていた事でGHQの指令による測量と分かり何とか解放されましたが、その時に出された食事は喉も通らなかったそうで、まさに命懸けの測量だったそうです。こうして全国各地を飛び回り、多くの仲間や指導者としての先輩に恵まれた事がその後の仕事に大きな貢献のする事になったそうです。昭和37年に協同測量社を退職し、同年7月27日に長野市緑町に資本金百万円にて

「株式会社共栄測量設計社」を設立。今回取材に行きました測量機器資料館「はかりの館」を平成7年に同社中条営業所に併設され現在に至っています。

なお調査士業務で一番印象に残っている事をお聞きしたところ昭和54年から昭和55年に長野市北長池地区にて行われた不動産登記法第17条(現行法第14条)による地図作成作業だそうで現在も継続されて実施されている事業の県内における第一号(法務省のモデル事業)として実施されたものです。現地作業事務所を(株)共栄測量設計社の一室に開設し、当時の最先端の光波測量機器等による技術提供の功績が認められ、長野地方法務局長より表彰されております。

また山本先生は趣味も大変多岐に渡り、その中でも写真の腕前はプロ並みであり、ながの東急百貨店や東京銀座の富士フィルムのギャラリーにて個展を開いているそうです。また素晴らしい写真集「棚田の詩季」「ふるさとの四季」(本号の表紙にその中より1枚お借りしました)も出版されております。写真の技術もさることながら故郷やそこで暮らす人々に対する深い思いが感じられる素晴らしい写真集です。

なお先生は現在87才になられるのですがとても若々しく澁刺とされており、今年の春、国土調査事業に対する功績を認められ、藍綬褒章の栄えを受章されました。先生の今後益々のご活躍を願ってご紹介を終わらせて頂きます。



## 長野支部・長野地区研修旅行

長野支部 品田尚志

平成25年6月28日、やや曇りぎみの中、松代インターバス乗場より、車中の人となった。いよいよ、長野支部・公嘱協会長野地区合同研修旅行「仙台折立・石巻被災地視察と日本三景松島」への2日間の旅が始まった。

長野道から上信越道へ、そして関越・北関東・東北道と約6時間余りバスに揺られながら、自分にとって未開の地へと進んでいった。

車中、アルコールの振舞いがあったものの往路は自粛して、平井支部長の主導で東日本大震災の事前学習を兼ねての勉強会があった。…と云うのも、平井支部長の功績で、大変な人物が我々を待っていたからだ。なんと宮城県会の鈴木修会長が仙台視察の案内を買って出てくれたのだ。鈴木先生のブログから被災地の様子を入れ、重ねて大震災のビデオを見て準備は完了。丁度良いところで仙台宮城インターを降り、昼食会場で鈴木先生と落ち合うこととなった。昼食は、仙台名物「牛タン」だったが、なんとなく信州人にとって見慣れた牛タンとは見た目も味も一味違う気がしたのは気のせいか…。

午後は先生のご案内で仙台市の山手「折立地区」を視察した。丘陵地に造成された住宅地は震災後、建物が3m程移動したらしい…。直線だった道のラインには段差が生じ、今後パラメーター変換にて対処していくらしいが、現在も家が残っているのに、その様な対策で良いのか先生は疑問を感じている様だった…。

続いて、先生のご好意で宮城県土地家屋調査士会館に移動し、震災関連の講義をして頂いた。約2時間、熱くかつ冷静に話された内容全てを皆様に披露する事は出来ないが、印象に残ったお話を少々。

震災直後、何を考えたか？と云う問いに対し



て、ここに居なければ分らなかったことや感じることが出来なかったことを伝えること。すなわち『被災地責任』を挙げていた。次に建物が3m程移動した事を前記したが、果たして動いた建物を戻すことが出来るのか？の問いには、折立地区は14条1項地区の地域となっており、せめて14条4項地区に変更出来ないか国に協議した所、現時点での回答は地図を減らすことは芳しくないとの事であったらしい。その他、被災した別の場所のスライドを交え、骨組だけになってしまった建物や、一部屋だけ損壊した建物について滅失登記はしないとか、皆様にはご報告しきれない位の先例の説明が次々と出てくるのであった。最後に震災に関連して先生の一



言として、古来日本には『言霊』という言葉があり、「悪い事は言わない。おきて困る事は言わない。」と云う様な慣習があるが、しかし、起きるものは起きる。実際、震災前において10年以内に90%の確率で地震があると云われていたにもかかわらず、何もしなかった。考えたくなかった。これを、想定外と言えるのか?…と述べられた。とても重い。

熱い講義の後、会館前で記念写真を撮影し、一路日本三景のひとつ「松島」へ移動。

鈴木先生は夜の宴会までお付き合い下さり、美酒と海の幸で、始終和やかな内に終宴となった。北信流でお開きとなったが（他支部の方もご存知の方もおられるかと思いますが）、先生にはめっぽう新鮮に映っていたらしく、戸惑いながらも堂々となされていた。

翌日は、松島の島々を周遊したが、次々と現れる島とウミネコの大群が歓待してくれた。ウミネコは、“かっぱえびせん”がたいそうお好みらしく、曲芸さながら上手に我々の手から食べていくのだから、この快感にはまってしまったらしい某先生は乗船中ほとんど楽しんでおられた。

さて、2日目のメインはいよいよ石巻訪問である。バスはボランティアのガイドさんに乗せ、市内の津波被災地へ。2000世帯、4800人が暮らしていた街は400万tの瓦礫に変わってしまった。震災による死者も、全国で16000人、宮城県で8000人のところ、ここ石巻市では4000人が



亡くなったと云う。漁港に近づいてきた。再建された立派な工場も多いが、なぜか活気が無い。なぜか?続いて行く手に小学校が見えてきた。かつて250名の生徒が学んでいた校舎は、3日間燃え続けていたそうだ。

「復興の礎」にてバスを降りた。何も無い。本当に何も無い。まさしく野原だ。かつて街があったとは信じられない光景であった。ここでは津波が6.9mに達したらしい。すぐ近くに小高い住宅地があったが、多少の地震の被害があったのみで、命運を分けてしまったそうだ。残酷な線引きを感じた。帰り際に、震災前にラーメン店をかの地で営業していた方に話しを聞いた。店舗をトラックに代えて、焼きそばの営業を始めたそうだ。「何も復興されちゃあいない。まだ母ちゃんさえ出てこない。」との言葉が身に染みた。

最後に復興市場で買物をした。ここで我々に出来る事は、たくさん土産物を買うこと位しか出来ない。何でも良いから買いたくなるのは浪花節なのだろうか。安くて新鮮な名産品を皆心行くまで購入した。I先生におごってもらった生ガキが、たいそう美味くて感激した。このカキを食べるだけでも、東北に来る価値は十分にあると思った。被災地に行く事が復興につながるのだから。

石巻で昼食を食べた後、再び6時間のバスの旅となった。皆、それぞれにくたびれたせいか、車中は往路に比べてずいぶんおとなしく静かな時間が流れた。

旅行記としては少々硬くなってしまいましたが、被災地訪問の旅行報告としてはこんなものではないでしょうか。名実共に充実した研修旅行でありました。

まじめついでに、最後に被災地で誰もが言った言葉。

「震災を風化させないこと。この状況を広めること。そして、忘れないこと。」

## 水上陽三俳句鑑賞ノート

上田支部長 竹内睦夫

会報編委員会より上田支部の活動についての原稿を寄せるようにとの要請があったが、新年号に支部旅行の報告を掲載したばかりでその後特段の行事等もない状態である。そこで、支部活動報告は次の機会へ送らせていただくこととした。とはいえ誌面に穴を開けては申し訳ないので、広報部長の了承をいただいて支部長の雑文で責を塞ぐ次第である。

\*

連合会会報に連載されている「ちょうさし俳壇」の選者水上陽三とは、言うまでもなく元連合会会長水上要蔵先生の俳号である。

私は毎月の選者吟を楽しみに読んでいるのだが、一ファンとしてこれまで心に残った陽三先生の俳句の幾つかについて感想文を書かせていただくことにした。おこがましい限りではあるが、同好の士あらばご笑覧を願いたい。

### 初蝶の眩しからずや瀬の光

その年初めて見た蝶が「初蝶」。まだ春浅い頃である。

春になって陽射しが強まり日照時間が伸びても、気温はすぐには上がらない。大地が冷えているのでタイムラグがあるのだ。明るいけれどもまだ寒いこの時期をロシアでは「光の春」と呼ぶのだとか。

早春の光の中で、小川の瀬波も岸辺を飛ぶ蝶もきらきらと光っている。ああ、あの蝶は川面の光が眩しくないのだろうか。作者は目を細めながら蝶の動きを追っている。

春はまず眩しさとしてやって来るのである。

### 多麻川の古歌を思へば蘆の角

蘆の角は蘆の芽のこと。細いタケノコのような芽が群れをなして伸びてくるのは春らしい水

辺の情景である。そしてもちろん、この句は多摩川水系の芦原であろう。水上先生は西多摩にお住まいである。

多摩川はいくつもの古歌に詠まれているが、作者の念頭にあるのは万葉集巻14のこの歌に違いない。

多摩川にさらすてづくりさらさらに  
何そこの児のここだ愛しき

歌意の詳細は略すが恋の歌である。狛江市に歌碑があったと記憶している。

川は歴史である。太古より流れ続けてきた多摩川、年々新たな命を育む植物や動物、そして河畔で営まれる人間の暮らしと文化。重層する時間を貫いて鋭い蘆の芽が伸び上がってくるのである。

なお、歴史的には玉川・多磨川などとも書かれたが万葉仮名では「多麻」川である。作者は漢字の表記にも心を配っている。

### 青臭き吹溜りあり野分晴

野分とは台風のことだが、雨より風に重きを置いたとらえかたである。野分晴は台風一過の晴天という情景だが、おのずと前日の激しい風が思い合わされる季語であろう。

強風に飛ばされ、吹き寄せられた木の葉。晩秋の落ち葉と違い、青々としたその吹き溜まりは生命の匂いを発している。

実感に満ちた印象鮮明な写生句であるが、また「青臭き」という言葉に籠められた哀惜の情も見落としてはならない。

### 墓碑銘の能村登四郎爽やかに

俳人能村登四郎(1911～2001)は水原秋桜子門の俊英として活躍し俳誌「沖」を創刊主宰、多くの俳人を育てた。水上先生は「沖」の重鎮



として登四郎門で俳句の道を歩んで来られた。

春ひとり槍投げて槍に歩み寄る  
ほたる火の冷たさをこそ火と言はめ  
ひとり湯のひとりに濁る朧かな  
今にある朝勃ちあはれ木槿咲く

私の好きな登四郎の句を挙げ始めるときりがないので、千曲市の姨捨長楽寺に「枯れ果て、信濃路はなほ雪の前」の句碑があることをご紹介します。

さて墓碑銘の句は師である登四郎が亡くなって半年程後の作品と思われる。俳句では「爽やか」は秋の季語。もちろん秋の気候の爽涼を指すのだが、その感覚はまた人の心理にも及ぶのである。この句は墓碑銘に刻まれた師の名が爽やかだという。

誤解を恐れずに言えば、これは能村登四郎の死が爽やかだと言っているのだと思う。そしてそれは能村登四郎の生が爽やかだったと言っているに等しい。

ゆくりなく思い出されたのは高浜虚子が弟子で盟友でもあった富安風生を詠んだ句である。

風生と死の話して涼しさよ 虚子

### わが骨の撒かるるもよし鳩の海

鳩はニオと読んで水鳥カイツブリの古名、冬の季語である。「鳩の海」は琵琶湖のことで古くから詩歌に詠まれた呼び名である。

死に関する句を並べることとなって気が引けるが、この句はむしろ多くの人の微笑を誘うのではないだろうか。散骨なんて考えたこともなかったが、冬の琵琶湖を眺めていると「ああここなら撒かれちゃってもいいかな」とふと思った。そんな意であろう。

言うまでもなく、マイナス思考ではなく自在な精神から生まれた作である。

### 何となく遊び心の湧く柚子湯

今年の2月号でこの句を拝見した時はこちらも楽しい気分にならせていただいた。

陽三俳句は多面的で、深みを湛えた重厚もあれば最新のトピックスをさっと捕まえる軽快もある。さまざまな言葉が紡ぎ出す豊かな俳句世界のおおもとは、きっとこの遊び心があるのだろう。

### 一片も散らざる花と呼吸合はす

このきりりとした表現は、俳句という小さな形式に全幅の信頼を寄せた人にしか得られないものである。傲慢な物言いをお許しいただけるなら、日本語の表現を巡って苦闘した経験の無い方にはこの句の素晴らしさは理解しにくいだろうと思う。

詩は感じて味わうものであって、理詰めには解釈して納得するものではないが、以下敢えて不粋な解釈を試みる。

桜の花は満開を前に散り始める。クライマックスが同時に凋落であるというのが桜に対する日本人の美意識の基本であり、それは古今集から本居宣長を経てJポップの歌詞にまでつながっている。

しかし作者はまだ散り始めない桜と自分を一体化しようとしている。氣息を合わせることは相手に追従することではなく、命のリズムを共振させることだ。「散ることこそが美しい」という通念に抗して散らぬ花と自分を同一視しているところに、作者の美感のみならず胆力が感じられるのである。

先生には昭和20年3月の東京大空襲を回想した「三月十日兵として見し首都炎上」の作がある。あるいはそのような経験が桜の句に反映しているのかも知れないと思っている。

だが俳句を無闇に深読みするのは、やはり慎むべきであろう。

思いつきで粗雑な一文を草したが、水上先生には曲解、妄評をご寛恕願うと共にいよいよのご健吟を念じて止まない。



## 我が南牧村の紹介

佐久支部長 井出 義信

世界測地系第Ⅷ系原点のある所でご存知の方がほとんどだと思いますが、南牧村は長野県の東南端に位置し八ヶ岳東側の裾野に広がる自然豊かな村です。

標高は平均1200mあり、年間平均気温6.9度。冬は氷点下20度以下になることも何日かあり北極か？と思うときも（もちろん行ったことはあるはずもなく）あります。

夏は涼しさを生かし長野県でも1、2を争うほど広大な高原野菜畑（ハクサイ、レタス他多品種）を有し、北海道かと思う程の大きなトラクターが行き交っています。

県下でもトップクラスの売上高を誇っております。夏でも夜霧がかかるのでその野菜の柔らかさ、甘さは他では味わえないものがあります。

村の人口3200人余り、乳牛3400頭余りを飼育し、地元野辺山の牛乳工場で作るポッポ牛乳、ヨーグルトとして出荷しており、飲まれた方も

多いのではないのでしょうか。

日本一もいくつかあり、標高が高いJR最高駅の野辺山駅1345.67m、JR最高地点1375m、日本一高所にある小中学校として南牧村立南小学校1327.5m、日本一高所にある八ヶ岳硫黄岳直下の露天風呂本沢温泉2150m（脱衣所なし。崖の中腹にあり最高のロケーションです。）

野辺山宇宙観測所も日本初の天体観測施設で、直径45mの巨大なパラボラアンテナがあり、様々な観測がなされています。広い空ときれいな空気でしょうか。

世界測地系第Ⅷ系原点も国道141号線すぐ近くにあり、原点を見に寄ったり写真を撮ったり、大型バスが駐車場に止まって見学している方々がいるそうです。（近所の方の話し）

皆さん、研修を兼ね、また家族旅行・ツーリング等旅のついでに是非お立ち寄り下さい。

## 長野支部研修会の報告

長野支部長 平井 克尚

長野支部では研修会を毎年2～3回開催しています。研修会のテーマについては、その都度役員会議で意見を求めたりして決定していますが、一番大事なことは「今、支部会員にとって何が必要か」ということだと思います。業務上の新しい取扱いについての研修や、本会からの伝達研修は優先的に行います。そして、支部会員の方が普段の業務を円滑にできるように、

たとえ小さなテーマでも定期的な研修会の中で報告するようにしております。また、支部には「境界問題連絡協議会」という組織があります。長野市を中心とした行政の境界立会い担当の方と、様々な立会いに関する諸問題を協議する組織です。普段の活動は役員が中心で行っていますが、定期的な研修会の中で支部会員の方へも、その活動報告をさせていただいております。

話は変わりますが、長野県土地家屋調査士会館の目の前に、長野地方裁判所があります。しかし我々調査士にとっては、普段の業務ではほとんど関わりがありません。私も業務を行った相手の会社が破産したときに債権者手続きに行った時のみです。「境界紛争の決着の場としては裁判所があります。」などとお客様へ説明している自分が、実は裁判所のことをほとんど知らないのです。



そこで今年度の第1回支部研修会は、7月30日に長野簡易裁判所の杉田孝行判事をお迎えした研修会を行いました。「民事紛争解決の手法について」と題した研修会ですが「裁判所について」や、「問題を解決する」という基本的な内容を、杉田判事から分かりやすくご講義をいただきました。最初は、紛争解決の米国型基本モデルとして「回避」「交渉」「調停」「仲裁」「訴訟」「闘争」のそれぞれの説明をお聞きしました。私達は難しい境界問題に出くわした時程、何とか解決へ結び付けようと一生懸命に考えますが、意外と当の本人の方が解決への気持ちが冷めている場合があります。そんな時はこちらの方がつい、いらだってしまう事もあります。しかし「回避」という選択もあるものなのだ、と改めて認識させられました。いわゆる問題の先送りですが、きわめて消極的な選択です。し

かし、当事者が「回避」する事で時に落ち着き、新たな解決へのアプローチが見えてくる事もあるのでしょうか。根っこが深い問題程、あせらず当事者の深層を見極めるべきだと思いました。

さらに、裁判所ではあらゆる証拠が集まるものかと思いがちでしたが、裁判所は一切の証拠集めは行わないとのこと。真実を明らかにする証拠集めについては、当事者の役割であり、まさに土地家屋調査士作成の調査図面が重要な判断資料になるそうです。我々の責任の重大さを改めて思い知らされました。後半では「ADRの位置づけと手法について」のお話でした。一番重要なことは「本人がどう解決したいのか」を本人に考えてもらうこと、だそうです。我々調査士には、ある程度の先が見えてしまうだけに、本人への説明のつमりの発言が、時には「説得」となってしまうとのことでした。これでは中立性に欠ける事になってしまうのだそうです。あくまでも、当事者双方から問題点を考えてもらい、紛争解決のための提案を出していただくことが必要であると。そして「どうしたら良いのか。」を本人に考えてもらうことが大切であると教わりました。ADRではもちろん、個々の一般業務でも、この研修会での講義は大変参考になったと思います。

今回の支部研修会については、各支部長さんを通じて県下の会員の皆様へ参加募集を募りました。長野県は南北に長いので遠くの会場へ向くことはなかなか困難と思いますが、今後もできるだけ研修会の情報をお知らせしたいと思います。

尚、今年度の支部第2回目の研修会は、11月22日に寶金敏明先生をお迎えして行う予定です。寶金先生の研修会は支部として3回目になりますので、今回は少し趣向を変えた内容を考えて

おります。支部会員からの境界問題についてのプレゼンテーション発表を行い、寶金先生からの法的解釈をいただくという予定です。こちらにも興味のある方は、是非ご参加いかがでしょうか。

支部・本会を合わせた年間の研修会の回数は結構な数となります。多忙なスケジュールをやり繰りして臨んでいただく研修会ですが、研修

を受ける事が目的になっては大変もったいないと思います。一つでも二つでもいいので、「自分にとってこれは役立つ。」という事を、業務や社会活動の中で反映していきたいと…。これは私自身が研修会に出席する際に、自分に言い聞かせていることです。

今後も研修会に対して、皆さんの御意見や御提案をよろしく願います。

## 松本支部合同研修会の報告

松本支部 企画部 財津吉友

8月30日、ホテルモンターニュに於いて支部会員約60名と3市（松本市・塩尻市・安曇野市）と松本建設事務所の境界立会い担当者19名の出席を得て、合同研修会が行われました。

成田支部長の挨拶の後、来賓と講師の紹介があり、いよいよ研修会が始まりました。

まず研修1として、長野地方法務局松本支局表示登記専門官、松岡茂様より筆界特定についての講義がありました。

筆界特定制度導入の趣旨からその制度の内容まで詳細に説明がなされて、筆界特定された筆界は行政処分としての効力は無いが、その内容は公的機関が示した筆界としての証明力を有することとなるので、土地の境界の位置が問題となる場面では証拠として活用することができるとの解説がありました。

また筆界特定制度のメリット・デメリットの説明があり、ADRのメリット・デメリットとの比較もなされました。

14条1項地図、地図に準ずる図面の活用方法などの説明もあり、たいへん盛りだくさんな内容で、充実したレポートも作成していただきました。

続いて研修2として、松本市建設部建築指導課指導審査担当係長、田中肇様より狹隘道路拡幅事業についての講義がありました。

これは昨年12月に行われた支部研修会でも取り上げられましたが、事業を開始して約1年が経過した現在の状況等も含めて、あらためて説明がなされました。

平成24年は70数件、25年は50数件の申し込みに対して、完了したのは10件ほどの報告がありました。

まだ順調に軌道に乗ったとは言えないようです。

引き続き、各市・建設事務所より境界立会の状況報告と課題等の発表があり、過去の立会資料・図面等を事前に提供してもらえるかどうかの話し合いもなされて研修会は終了いたしました。

そして、こちらの方がメインイベントだと言う会員もいますが、情報交換会という名の懇親会に移行しました。

帰られた方もいましたが、法務局3名、松本市3名のご出席もいただきまして総勢50名で、いろんな話で盛り上がりました。

会員同士、法務局で顔を合わせる機会もほと

んど無くなりましたので、こういった機会は非常に貴重な時間であります。

会員同士、もっともっと仲良くなって土地家屋調査士会をますます発展させていかねばと痛

感した次第です。

最後に、情報交換会終了後、二次会に流れた会員も多数いたことをご報告いたします。

## 支部研修会報告

伊那支部長 宮 脇 正 志

9月12日、いなっせ701、702号室にて伊那支部研修会を開催しました。研修は2部構成で、第1部のテーマは、「土地建物登記に際して知っておきたい税について」でした。講師は伊那税務署の国税調査官にお願いし、不動産の売買に関する税、不動産の贈与に関する税、等価交換の要件の概要などについて約2時間講義をしていただきました。第2部は「懲戒事例に学ぶ」をテーマに私、宮脇が約40分間、懲戒事例の紹介を行いました。多くの会員の出席をいただき開催することができ、良かったと思います。

まず第1部ですが、なぜこのテーマにしたかと言えば、土地家屋調査士が土地の測量や分筆登記をした場合、その土地はその後、売買、贈与、等価交換等で所有権の移転がされるケースが多くあります。また、建物の表題登記の際には所有権の確認をしなければなりません。つまり、我々の行った測量や登記の成果が、課税の対象になるケースが多くあるわけです。土地家屋調査士は税についての専門家ではありませんが、依頼者の言うとおりの面積で分筆したり、言うとおりの持分で建物表題登記をしたりした場合、控除の要件に適合せずに控除が受けられず、思わぬ課税がされることも考えられます。たとえ控除の要件等がはっきり分からなくても、少なくとも依頼内容を確認する中で、「ここは

税務署に確認しておいた方がいいですよ。」というようなアドバイスが出来れば依頼者のためになるのではないかと考え、第1部を企画しました。講師をしていただいた国税調査官の方も、「講義の内容はあくまで一般的なものなので、個々の事例については気軽に税務署に相談するよう、依頼者にアドバイスしてください。」とおっしゃっていましたので、そのような対応ができるようになれば良いと思いました。

第2部は「懲戒処分事例集」から、年齢別の懲戒処分の傾向についてと、3例ほど懲戒事例を挙げて、日常業務で気をつけねばならない点を説明しました。この時点で10月3日の本会の研修会で、同様の研修がなされるとの情報をいただいていたので、支部の研修ではさわりの部分のみの説明で切り上げました。

さて、研修会を終えて思うのは、支部の研修会、本会の研修会が毎年行われる中で、何について研修するのか、毎回タイムリーなテーマを見つけることは意外と大変だということです。とはいえ、これからも支部研修を企画、開催していくわけですので、皆でよく考えてテーマを決めていきたいと思っていますところでは。

以上、簡単ですが支部研修会の報告をさせていただきました。



# 伝言板

## 総務部

総務部長 松本誠吾

### 1. 証紙非貼付と年計表の関係調査の件

会則105条、第65回本会総会における第6号議案の決議承認に基づく調査を、9月6日の理事会審議で承認され開始しました。

#### ・調査方法

- ① 過去3年分（H22～24）の証紙売り上げ枚数を調査。
- ② 年計報告書取扱件（登記事件）数の集計。
- ③ 全会員（公平性）。

\* 調査結果によって説明を求めることがあります。なお会則等に基づく件の適用は検討中です。

#### ・今後について

① 総会の決議により来年の3月末で証紙廃止となりますが、3月までは現行通り申請書1件につき1枚の貼付が義務であることをご承知下さい。

② 証紙購入にあたっては、計画的に3月中に使い切るようご配慮下さい。

\* 廃止に伴う「未使用証紙」の扱いについては検討中です。

### 2. 災害対策に関する件

本年度の災害対策委員会は当初の任務（規約、マニュアル作成）を達成したものととして解散し総務部で次期活動に備え充実を図ります。また必要に応じて委員会の組成を検討します。

#### （内的充実）

- ① 緊急連絡網の充実を図る。
- ② 大規模災害を想定した緊急時の連絡訓練を実施。
- ③ 災害対策マニュアルを配布。

#### （外的充実）

① 災害時の土地家屋調査士の社会貢献の検討。

（例）罹災証明発行における調査員の養成等

② 行政機関（市町村）との協定の検討。

### 3. 職務上請求用紙について

「職務上請求書用紙廃棄・頒布にあたっての取り扱いについて（確認）」参照

\* 会則違反また重大事件となりうる案件のため、全会員の切り替えを確認する。

### 4. 平成25、26年度会員名簿の発行をします。

### 5. 来年度の第66回本会定時総会の日程が決まりました。

日時 平成26年5月23日（金曜日）

会場 山ノ内町湯田中温泉「ホテル水明館」

担当 飯山支部

以上

なお総務は庶務係でもあります。会員皆様のご意見、ご要望等ありましたら遠慮無く本会へお尋ね下さい。全員精一杯任務を行う所存ですので、皆様のより一層のご理解、ご支援をお願いいたします。

## 広報部

広報部長 猪飼健一

1. 今年も11月から12月にかけて「土地家屋調査士が行う無料相談会」が各支部で開催されます。本会理事、ADR運営委員、支部役員、担当相談員の皆様ご苦労様ですがよろしくお願ひします。

2. 会報編集委員会では年3回の会報記事の編集作業を行っております。投稿いただきます皆様にはお忙しい中大変感謝しております。引き続き無理を承知で投稿依頼させていただきますが、内容豊かな会報編纂のためご協力をよろしくお願ひいたします。

# 『調査士の経験談シリーズ』第15回目

## 私の 経験談 …日常？

長野支部 松澤 光一郎

この度、業務に関するおもしろい経験談を発表せよとの依頼があり、原稿を書かなければなりません。しかし、いざ机に向かって書こうとしたところ、さあ何を書こうか悩んでしまいました。

私も開業して10年ほど経ちましたので、それなりに経験を積んだつもりでおりましたが、人様に発表できるような特殊でドラマチックな経験はなかなか思い当たりません。

私の業務量が少ないせいといえばそれまでののですが、そうはいっても何か書かないと原稿も埋まりませんので、私がいつも行っている境界立会の通常業務をそのまま発表してみたいと思います。

同じ内容の仕事でも皆それぞれやり方が異なると思いますので、何らかの参考となればと思います。経験談に変えて披露させていただきます。土地に関する仕事を開始したとき、私たちの業務として外すことができないのが境界の確認作業です。

当然、確認作業ですので隣接、および関係のある土地所有者などに協力をお願いするわけですが、まずその関係者にどうやって連絡をとり協力を求めるのでしょうか。

多くの場合お客様自身に連絡をとっていただくという方法でしょうか。

近所づきあいによる顔なじみで頼みやすい、

又、当事者として関係者に対し礼に反しないなど、私たちにとっても作業のしやすい方法と考えます。

実際、私もお客様と打ち合わせをするときは、この方法から話を始めます。

しかし、全てのお客様が同じではありません。事情によりこちらで関係者に対する対応を引き受けなければならないときもあります。

そのようなとき、私は業務の一環として有料で引き受けるようにしております。サービス業務ではなく有償業務として引き受けることにより関係者に対し、単なる使いでなく、仕事として業務を遂行しているという立場で伺うことができ、失礼には当たらないと考えているからですが、この辺の感じ方は人それぞれというところでしょうか。

連絡が完了した後、私の場合立会日までには現地の調査及び立会の準備として仮杭の設置を必ず行います。

仮杭の設置に関してですが、私の場合かなり大胆に現地に表示しています。

賛否は有ると思いますが、私は仮杭についてはあくまで仮というスタンスをとって立会に臨んでおり、専門家が検討した一つの結果であることを説明して納得してもらっています。

仮杭については、関係者から立会日当日に苦言をいわれるという話も聞きますが、私の場合

幸いなことに今のところ大きく叱られたことはありません。

いよいよ関係者を集めての立会日当日です。行政が主導して始まる場合や、こちらで進めていく場合などいろいろありますが、いずれにせよ始まる時は「私が土地家屋調査士です」的アピールをし、一言挨拶させてもらっています。土地家屋調査士を知ってもらう一番効果的な瞬間と信じているからであり広報活動として行っています。

実際の確認作業についてですが、基本的には関係者に立ち会ってもらい仮杭を基本にどうですか？と尋ねる方法で進めていきます。

納得なら了解、不満があれば話を聞くということを繰り返していきます。

こちらで検討した内容を関係者に押しつけようとすると反発も激しくなりますが、有る程度ゆとりの部分を考慮して話していくと、最終的に関係者から逆にはっきりした位置を示してほしいとの要望で、結果的に私が検討した仮杭の位置に落ち着くことが多い気がいたします。

もちろん、不成立になる場合もありますが、私は不成立は一つの立派な結果だと考えています。問題が存在しているということを、関係者に理解していただき、今後どのようにしていけばいいかを考えるきっかけとなるからです。

最後に立会後の処理についてですが、依頼を受けたお客様に対し、立会記録を示した図面や写真などを成果品としてお渡しする事は当然とし、確認作業に参加し協力していただいた関係者の皆様に対しても確認図面のコピーと署名し

ていただいた同意書類のコピーを、送付する事になっています。

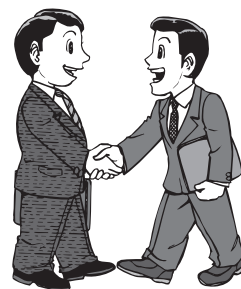
これは私個人の考えですが、境界を確認したという記録は当事者全員がもつべきものであり、全員が持っているという事実が後日のクレームを防いでくれると信じています。お客様の費用で作成した図面を関係者に無料で配布するのはどうなんだ、とも思いますが地積測量図や、行政が保管する確定図などと同様、皆が見ることができるから信用されると考えているので、少なくとも関係者には同一の資料を持っていただきたいと思っています。

思いつくままに一通り書いてみましたが、こうやってまとめてみると意外にいろいろなことを考えながらやっていたんだなと自分ながら思っています。

今回は実際の測量調査の作業や、仮杭設置までの検討、立会日前日や当日の開始時間までの気持ちの整理など省略した部分も多かったですが、自分自身を振り返る良い機会になりました。

本当は面白くてドラマチックな経験談を披露したかったですが、思いつかないことはしょうがないと思っていただき筆を置かせていただきます。

次回、このような機会が得られましたらそのときには、なんとか面白い原稿をお届けしたいと思います。



## 株式会社いとうから会員の皆様へ

### 「業務の効率化事例紹介」

株式会社いとう システム営業部 営業2課 横山 公一郎

日頃は、当社製品・システム、サービス等をご導入いただきまして誠にありがとうございます。当社からの導入事例や、情報を通じて、会員の皆様の業務がより効率的になり、今後新しい知識としてお役に立てられるような記事にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。今回は、内業、外業通して、最新トータルステーションやITツールを活用して作業の効率上がり、仕事が省力化された事例をご紹介します。全てのお客様でこのケースが当てはまる訳ではありませんが、一例として参考にしていただければ幸いです。

#### 【外業の効率化事例1】 ワンマン測量編

現在の事務所構成：先生1名 ※測量時は、バイトか奥さんに手伝ってもらいながらやっている。

(困っている事)

- 測量のためのバイトをお願いしたいが、時間がなかなか合わない。
- 結構費用がかかる。(実際は2時間程度だが、半日開けてもらったりしているため)
- 奥さんと行くと喧嘩になる。(喧嘩するのも仲が良い証拠です)

#### 提案項目

現在使用中の光波から、Trimble S6ロボテックに変更。

(メリット・デメリット)

- ◎ 完全に一人でできるようになり、人の心配をしなくても良くなった。

○ 他社機より旋回能力が高いため、ワンマン測量が気にならない。パネル一つで全部操作ができる。

◎ 街区基準点エリアでの、対回観測が、とても楽になった。(ほぼ自動)

◎ 数点の杭打ち時、方向角を勝手に振ってくれるのでとても簡単に一人で杭打ちができる。

△ 人が付いていないため、機械が心配。→パイロンを立てたり、囲いを作ったりして対応。



S6ロボテックは、操作パネルが外れて、ミラー側に持っていくことができます。

Trimbleのモーター機は自動視準だけというのはありません。全て自動視準+自動追尾です。  
※ミラーをロックすると追いかけます。

#### 【内業の効率化事例1】 サーバ機導入

現在の事務所構成：先生1名 補助者3名

(困っている事)

- 申請用総合ソフト、93条調査報告書作成ソ

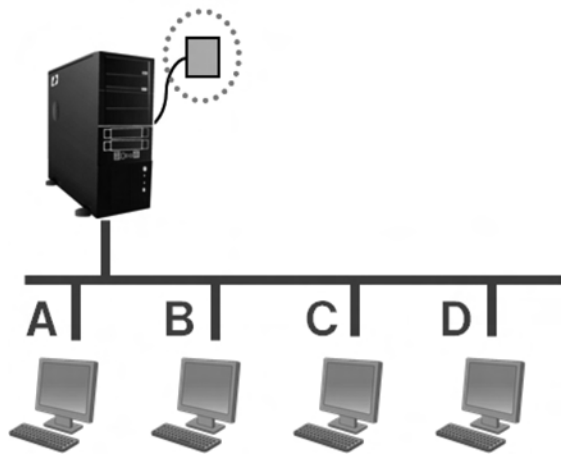


フト、ブルートレンドの現場データ、それぞれのデータがそれぞれのパソコンに保存されてしまっていて、統一されていない。

**提案項目** ファイルサーバの導入

(メリット・デメリット)

- ◎データを一括で入れておけるので、皆が確認できる。
- ◎毎晩夜に自動バックアップさせているので、もしものデータ消失に対応できる。
- ◎サーバのHDDを二重化しているなので、壊れたら簡単に交換できる。



現在共有しているもの  
 ・ブルートレンドの現場データ（現場管理使用）  
 ・93条作成のデータ  
 ・申請用総合ソフトのデータ  
 ・その他申請書データ、写真データ

**【内業の効率化事例2】**

**複合機によるFAX転送機能**

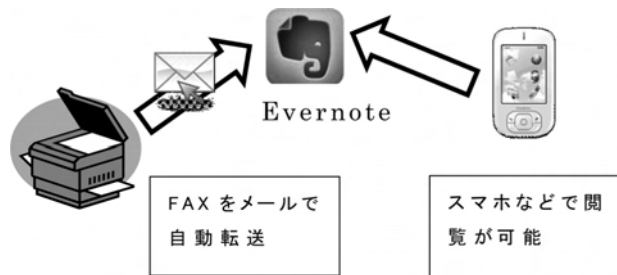
現在の事務所構成：先生 2名(合同事務所) 補助者 2名  
 (困っている事)

- 事務所に来たFAXを出先からでも確認できるようにしたい。

**提案項目** 複合機によるEvernoteへのFAX転送機能。

(メリット・デメリット)

- ◎複合機に来たデータをPDFファイルでEvernoteという無料のクラウドにアップ



することで、スマホなどからデータを閲覧でき、スムーズに先方に連絡ができるようになった。

- ◎データなので、後利用ができる。→TIFF化したり、検索したり、出先からも容易に確認できる。
  - ◎データ転送の他に、紙で出力することもできるので、見落としがなくなった。
- △Evernoteの無料プランは1日の容量制限があるため、有料プランも検討中。年間約 ¥4,000-

**【まとめ】**

上記は効率化の一例ですが、上記には費用が発生する場合がありますので詳しくお聞きになりたい方は当社担当営業もしくはシステム営業部 横山までメールください。

yokoyama@itoh.co.jp

お客様からの感動・感謝の言葉が私の何よりのやりがいです。

これからもどんどん勉強して、新知識・新技術でお客様に貢献していきます

# 編集後記

前号より編集委員として会報の発行に携わることとなりました長野支部の武田尚之です。土地家屋調査士になって2年半、未熟者ではありますがどうぞ宜しくお願い致します。

さて、先の記事にも書きましたとおり、先日「はかりの館」を見学させていただく機会がありました。お世辞にも測量の知識に長けているとは言えない自分ですが、初めて目にする古い測量機器や先輩方の経験談はとても興味深いものがありました。一方、日々の筆界確認業務に於いても、関係地権者様からの聴き取り調査に頼る部分は多々あると思います。何が言いたいかという、目新しい技術や手法ばかり取り入れるのではなく、そのルーツや経緯を知ることの大切さを改めて実感したということです。

今更言われなくても分かっていると言われそうで

すが、悪い意味での'慣れ'や'過信'に自分自身惑わされぬよう、「故きを温ねて新しきを知る」の言葉を胸に刻んでこれからも業務に取り組んでいこうと思います。

消費税増税も決まり、駆け込み需要なのか業界内では忙しいという声をよく耳にします。となると来年以降の反動が気になるころではありますが、何にせよ先ずは目の前の業務を着実にこなすのみ。

猛暑日続きの夏もやっと終わり、気づけば今年もあと2ヶ月余です。一気に寒い季節に突入しますが、雪の少ないことを祈りつつ皆様健康第一で頑張りましょう。

(会報編集委員 武田尚之)

## 第16回詰将棋の解答

【第1図】より…

- 1手：▲2四桂                      2手：△1三玉
- 3手：▲2五桂                      4手：△同 銀
- 5手：▲1二桂成                    6手：△同 玉
- 7手：▲2三金                        8手：△2一玉
- 9手：▲3二馬 【第2図】

【第2図は ▲3二馬まで】

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
△十番三景四科三齋三季二並 ▲手勢							馬	王	皇	一
							馬			二
								金		三
										四
								爵		五
										六
										七
										八
										九

▲ 先手  
なし

## 会報なごの第190号

平成25年11月12日発行

発行 長野県土地家屋調査士会  
          会長 芦澤文博  
編集者 広報部  
印刷 中央プリント(株)

〒380-0872  
長野市大字南長野妻科399-2  
TEL 026 (232) 4566  
FAX 026 (232) 4601  
URL <http://nlb.or.jp>  
E-Mail [naganolb@nlb.or.jp](mailto:naganolb@nlb.or.jp)



KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO